

厚生労働省発地第0201001号
基発第0201002号
職発第0201001号
雇児発第0201001号
平成20年2月1日

各都道府県労働局長 殿

厚生労働省大臣官房長
(公 印 省 略)

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

厚生労働省職業安定局長
(公 印 省 略)

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長
(公 印 省 略)

改正パートタイム労働法施行本部の設置について

短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第72号。以下「改正法」という。）が平成20年4月1日から施行されることを踏まえ、その施行に万全を期すため、今般、各都道府県労働局に「改正パートタイム労働法施行本部」（以下「本部」という。）を設置することとした。

本部設置の趣旨及び体制等については下記のとおりであるので、その設置に遺漏なきようご配慮をお願いします。

記

1 本部設置の趣旨

改正法は、正規労働者と非正規労働者の格差が社会問題として指摘されている中で、その問題への対応策の一つとして国民からの注目度も高い。特に施行直後は事業主や短時間労働者からの相談や調停の申請が急増する可能性が高いが、このような中で、事業主や労働者が十分に相談が受けられない、改正法による紛争の解決が迅速になされないといった事態により改正法の実効性が上がらないということは許されない。

改正法等については、平成19年10月1日付け基発第1001016号、職発第1001002号、能発第1001001号、雇児発第1001002号「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律の施行について」及び平成20年2月1日付け地発第0201003号、基発第0201001号、職発第0201002号、雇児発第0201002号「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律の施行を踏まえた都道府県労働局における業務の推進について」により貴職あて通知し、これに基づき雇用均等室が関係部と連携を図りながら施行することとしているが、今後、相談や調停の申請が急増した場合においても、事業主及び労働者に対し、相談対応をはじめ改正法の施行業務に適切に対応できるよう、その体制について万全を期しておく必要があるため、今後各都道府県労働局に本部を設置するものである。

2 体制

(1) 構成

イ 本部の構成は次のとおりとする。

本部長：労働局長

副本部長：雇用均等室長

本部員：総務部企画室長

労働基準部監督課長

職業安定部職業安定課長

ロ 本部の庶務は、雇用均等室において処理する。

(2) 役割

本部は主として次のような役割を果たすものである。

イ 改正法を円滑に施行するに当たって、相談や調停の申請が一時的に

急増するなど、その円滑な施行に支障が生じるおそれがある事態が発生した場合に備えるため、労働局内における応援体制方針を策定すること。

ロ 本部長は、必要であると判断したときには、本部を開催し、(2)イで策定した応援体制方針に基づき検討の上、必要な期間を定めて応援体制の実施について決定すること。

ハ (2)ロにおいて定めた期間が経過した場合には、本部長は再度本部を開催し、応援体制を継続するか否かについて決定すること。

ニ (2)ロに定めた期間が経過する以前においても必要がある場合には、本部長は、本部を開催し、応援体制を継続するか否かについて、本部の構成員の意見を聴いた上で、決定することができること。

(3) 本部の設置日

本部は本通達施行後、改正法施行までの間に速やかに設置するものであること。

(4) 応援体制方針の策定

都道府県労働局に設置した本部においては、各局の実情に応じ、以下のとおり応援体制方針を策定する。

イ 方針に定める事項

応援体制方針においては、各局の実情を踏まえ、応援の対象とする業務内容、応援人数及び応援を行う者、応援体制の実施の要件のほか、応援体制のために必要な事項を定めるものとする。

ロ 応援の対象とする業務内容

応援の対象とする業務内容は、改正後の短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号。以下「法」という。）に関する相談業務及び法第4章に定める紛争の解決及び調停に係る事務その他各局の実情に応じて必要な事項を具体的に定めるものとする。

例えば、相談業務については、法の内容の一般的な説明（複雑な案件や指導を要する案件については雇用均等室の職員に取次ぐ。）、調停に係る事務については、委員、関係当事者の日程調整や会場の設営のようなロジスティックな事務が考えられる。

ハ 応援人数及び応援を行う者

応援の人数及び応援を行う者は、別紙に定める目安を参考に各局の実情に応じ本部において予め定めるものとする。

ニ 応援体制の実施の要件

応援体制の実施の要件は、雇用均等室による円滑な事務処理に重大な支障が生じるおそれがあると本部長が判断した場合など、各局の実

情を踏まえ具体的に定めるものとする。

(5) 併任について

上記(4)ハにより「応援を行う者」として定められた総務部、労働基準部又は職業安定部の職員は、以下により雇用均等室に併任する。

イ 併任対象職員は、任命権が都道府県労働局長に委任されている官職の職員とする。

ロ 都道府県労働局長は、総務部、労働基準部又は職業安定部の職員を雇用均等室に併任（併任の解除を含む）させる場合は、人事異動通知書を本人に交付する。

ハ 最初の併任日は原則として改正法の施行日とする。

3 雇用均等室の役割について

雇用均等室は、本部設置の趣旨に鑑み、本部員に対し及び局議等において、法等に関わる相談件数、調停申請の受理件数等を定期的に報告する。

また、雇用均等室は、上記2(5)の併任により雇用均等室の業務に従事することになった職員に対し、適宜、必要な研修を実施するものとする。

4 本省への報告

雇用均等室は、以下の事項について雇用均等・児童家庭局短時間・在宅労働課まで報告すること。

(1) 本部の設置日及び設置要綱の策定については設置後速やかに報告すること。

(2) 本部で策定した応援体制の方針の内容については策定後速やかに以下の事項を含む内容を報告すること。

イ 応援の対象とする業務内容

ロ 応援人数及び応援を行う職員の官職、氏名

ハ 併任発令日

ニ 応援体制の実施の要件

(3) 本部の活動状況については四半期ごとに以下の事項について報告すること。

イ 本部開催日及び議事内容

ロ 応援体制の実施の実績（実施決定日、実施期間、応援人数）

(別紙)

応援体制のイメージ

大規模局（東京、大阪等） 東京室 12 人、大阪室 10 人

○応援が必要となる追加業務量 400～1000 人日

○応援を求める併任者数 6 名

総務部企画室 労働紛争調整官 2 名

労働基準部 監督課監察官 2 名

職業安定部 職業安定課監察官 2 名

中規模局（北海道、福岡、広島等） 6 人室

○応援が必要となる追加業務量 100～250 人日

○応援を求める併任者数 4 名

総務部企画室 室長補佐、労働紛争調整官 各 1 名

労働基準部 監督課監察官 1 名

職業安定部 職業安定課監察官 1 名

小規模局（青森、岩手等） 4～5 人室

○応援が必要となる追加業務量 100 人日以下

○応援を求める併任者数 1 名

総務部企画室 労働紛争調整官 1 名